

労働審判の支部実施に関する最高裁判所との協議結果に対する会長談話

2016（平成28）年1月18日、日本弁護士連合会は、民事司法改革に関する最高裁判所との協議結果を公表した。

そのうち基盤整備の分野において、労働審判を実施する地方裁判所支部の拡大については、2017（平成29）年4月より、静岡地方裁判所浜松支部、長野地方裁判所松本支部及び広島地方裁判所福山支部で実施すべく準備がなされるとのことである。

当会は釧路地方裁判所帯広支部及び同北見支部での労働審判実施を求めていたところ、両支部とも対象とならなかったことは極めて残念である。

釧路地方裁判所の管轄地域は広大で、十勝地域や北見網走地域から釧路地方裁判所本庁まで移動するのは時間・労力・費用のいずれも負担が大きく、このことが当該地域の労働者・使用者にとって労働審判制度の利用をためらわせる大きな要因となっている。これは労働紛争を簡易迅速に解決するという同制度の理念を没却するものである。

当会は、これまで当番弁護士制度の実施、法律相談センターの設置、ひまわり基金法律事務所の開設など、司法過疎・司法アクセス障害の解消に努めてきた。

帯広支部及び北見支部での労働審判実施に関しても、地域住民や自治体の理解と協力を得ながら、日本弁護士連合会や北海道弁護士会連合会とも一丸となって、最高裁判所に実現を求めてきたところである。

この度の労働審判支部実施の拡大が小規模なものにとどまったことは、遺憾と言わざるを得ない。あらためて最高裁判所に対し、帯広支部及び北見支部その他全国の多くの支部で労働審判が実施されるよう強く求める。

当会は、今後も引き続き司法アクセス障害の解消に尽力すると共に、地域住民、自治体、日本弁護士連合会及び北海道弁護士会連合会と一致協力して、帯広支部及び北見支部での労働審判実施に向けて粘り強く取り組む所存である。

2016年1月18日

釧路弁護士会

会長 阪 口 剛

（公印省略）